

木津川市告示第72号

木津川市環境にやさしい農業支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月2日

木津川市長 谷口 雄一

木津川市環境にやさしい農業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、農業の生産性の向上を図りつつ、環境への負荷を軽減した農業を推進することにより、地球環境の保全に貢献し、及び市農業の振興を図るため、予算の範囲内において木津川市環境にやさしい農業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年木津川市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条の規定に基づく京都府みどりの食料システム基本計画の1号活動に係る認定（以下「みどり認定」という。）を受けた個人、法人又は団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に主たる経営基盤を有する者
- (3) 市税を滞納していない者

(補助金の交付基準及び額)

第3条 補助金の交付基準及び額は、別表のとおりとする。

(事業の実施計画)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、環境にやさしい農業支援事業実施計画承認申請書（別記様式第1号。以下「事業実施計画書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請者から事業実施計画書の提出を受けたときは、これを審査し、その結果を環境にやさしい農業支援事業実施計画（承認・不承認）通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

3 申請者が、前項の承認を受けた後に、事業実施計画書の内容を変更しようとする場合は、環境にやさしい農業支援事業実施計画変更承認申請書（別記様式第3号）をあらかじめ市長に提出し、承認を得るものとする。ただし、みどり認定の変更を要しない比較的軽微な変更は、この限りでない。

4 市長が、前項の規定による変更の承認をした場合は、環境にやさしい農業支援事業実施計画変更承認通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条の申請書は、環境にやさしい農業支援事業補助金交付申請書（別記様式第5号）のとおりとする。

(交付決定の通知)

第6条 規則第6条の通知は、環境にやさしい農業支援事業補助金交付（決定・不決定）通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

(自然災害等により取組みが困難になった場合)

第7条 自然災害等の理由により事業実施計画書の取組みが困難になった場合については、次の各号の全ての要件を満たす場合に限り、交付対象とすることができるものとする。

- (1) 交付申請書を既に提出していること
- (2) 自然災害等の発生前に、耕起や種子消毒等の作付け準備を行っていたことが確認できること
- (3) 自然災害発生後、速やかに自然災害等の理由により取組みが困難になったことの理由書（別記様式第7号）を提出していること

(不交付要件)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者（以下「暴力団関係者」という。）
- (2) 暴力団関係者が経営に事実上参画している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

(実績報告)

第9条 規則第13条の補助事業等完了実績報告書は、環境にやさしい農業支援事業補助金実績報告書（別記様式第8号）のとおりとする。

(補助金の額の確定の通知)

第10条 規則第14条の通知は、環境にやさしい農業支援事業補助金交付確定通知書（別記様式第9号）により行うものとする。

(補助金の支払請求)

第11条 申請者は、前条の規定による確定通知を受けた場合は、環境にやさしい農業支援事業補助金請求書（別記様式第10号）を市長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第12条 市長は、前条の規定により申請者から支払請求があった後、補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、規則第16条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、環境にやさしい農業支援事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により第6条による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、偽りその他不正な手段により前項の決定の取消しを受けた交付決定がある場合は、当該交付決定者に対し、告発等の必要な措置を講ずるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に補

助金が交付されているときは、規則第17条の規定により、交付決定者に対し、環境にやさしい農業支援事業補助金返還請求書（別記様式第12号）により補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第4条の承認を受けた事業実施計画書に係る補助金並びに第13条及び第14条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

種類	補助率等	補助対象期間
1 みどり認定に 係る取組品目が水 稻の場合	数量払いの場合 出荷した米1袋 (30キログラム)当たり 500 円以内(2年目以降は300円以内)	事業実施計画書の計 画終了日が属する年 度まで(最長3年分)
	面積払いの場合 取組面積10ア ル当たり8,000円以内(2年目 以降は5,000円以内)	同上
2 みどり認定に 係る取組品目が水 稻以外の場合	面積払いの場合 取組面積10ア ル当たり20,000円以内(2年 目以降は12,000円以内)	同上

備考

補助金の上限は、1の年度あたり1申請者（団体申請の場合は、1構成員あたり）につき20万円とする。

別記様式第1号（第4条関係）

(表)

年　月　日

木津川市長 宛て

申請者 住所

氏名

電話

環境にやさしい農業支援事業実施計画承認申請書

上記の事業を実施したいので、木津川市環境にやさしい農業支援事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

環境にやさしい農業支援事業実施計画

その他添付資料

- ・環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書（写）
- ・環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（写）
- ・団体の規約及び構成員一覧（団体の場合に限る）
- ・対象品目に係る栽培管理簿（栽培こよみなど）
- ・その他必要書類

(裏)

環境にやさしい農業支援事業実施計画	
1 申請者名	
2 申請者の住所	
3 みどり認定の認定日	
4 事業目的	
5 事業内容	
6 事業実施期間	年　月　日　から　年　月　日　まで
7 交付申請予定額と その内訳	
8 その他	

別記様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日
様

木津川市長 印

環境にやさしい農業支援事業実施計画（承認・不承認）通知書

年 月 日付けで提出のあった環境にやさしい農業支援事業実施計画については、（承認・不承認）することとしましたので、木津川市環境にやさしい農業支援事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

不承認の場合その理由

別記様式第3号（第4条関係）

年　月　日

木津川市長 宛て

申請者 住所

氏名

電話

環境にやさしい農業支援事業実施計画変更承認申請書

年　月　日付け 第　　号で承認決定のあった環境にやさしい農業支援事業実施計画について、木津川市環境にやさしい農業支援事業補助金交付要綱第4条第3項の規定により変更の承認を申請します。

1 変更事項

変更前	変更後

2 変更の理由

別記様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日
様

木津川市長 印

環境にやさしい農業支援事業実施計画変更承認通知書

年 月 日付けで提出のあった環境にやさしい農業支援事業実施計画の変更については、（承認・不承認）することとしましたので、木津川市環境にやさしい農業支援事業補助金交付要綱第4条第4項の規定により通知します。

不承認の場合その理由

別記様式第5号（第5条関係）

(表)

年　月　日

木津川市長 宛て

申請者 住所

氏名

電話

環境にやさしい農業支援事業補助金交付申請書

上記の事業を実施したいので、裏面の誓約・同意事項の全ての内容を確認し、誓約・同意の上、木津川市環境にやさしい農業支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業の目的及び効果

3 事業の概要

4 事業実施予定期間

5 添付書類

- ・対象は場及び作付け品目一覧
- ・補助金内訳書（団体申請の場合は、構成員ごとに内訳を作成すること）
- ・その他必要書類

(裏)

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、□にチェック（✓）してください。

- 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。
- 1 交付対象者の要件を全て満たしています。
 - 2 申請書類及び証拠書類等の内容に虚偽はありません。
 - 3 不交付要件には該当していません。
 - 4 市から申請書類等の追加の求めがあった場合は、これに応じます。
 - 5 市が必要に応じて税務情報等の公簿等の確認を行うこと及び必要な書類（税務情報を含む。）の提供等を他の行政機関に求めること並びに立入検査を行うことに同意します。
 - 6 不正受給が判明した場合は、規定に従い補助金を返還します。
 - 7 木津川市環境にやさしい農業支援事業補助金交付要綱を遵守します。

別記様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

木津川市長 印

環境にやさしい農業支援事業補助金交付（決定・不決定）通知書

年 月 日付けで申請のあった環境にやさしい農業支援事業については、
(次の条件を付して交付決定・不決定) したので、木津川市環境にやさしい農業支援
事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

交付決定額 金 円

(条件)

- 1 補助事業を実施するに当たっては、木津川市補助金等の交付に関する規則及び
木津川市環境にやさしい農業支援事業補助金交付要綱に従うこと。
- 2 事業完了後速やかに実績報告書を提出すること。

別記様式第7号（第7条関係）

(表)

年　月　日

木津川市長 宛て

申請者 住所

氏名

電話

自然災害等の理由により取組みが困難になったことの理由書

私は、 年 月 日付で交付申請をした環境にやさしい支援事業の取組みについて、自然災害等の理由により、取組みが一部困難となりましたので、次のとおり届出します。

1 対象品目名

2 対象地番及び面積 (面積： m²)

3 困難となった理由 ※該当する□にチェック(✓)してください。

□ 1. は種段階における理由

<input type="checkbox"/>	自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）の理由により、適切な生産に向けて適期のは種が困難となった。
<input type="checkbox"/>	適切な生産に向けた準備を進めていたが、申請者の入院、死亡等の理由により、適期のは種が困難となった。
<input type="checkbox"/>	その他

□ 2. 生産・収穫の段階における理由

<input type="checkbox"/>	適切な生産を行っていたが、自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）の理由により、生育不良、減収または品質の低下等が発生し、適切な生産・収穫が困難となった。
<input type="checkbox"/>	適切な生産を行っていたが、申請者の入院、死亡等の理由により、生育不良、減収または品質の低下等が発生し、適切な生産・収穫が困難となった。
<input type="checkbox"/>	適切な生産を行っていたが、病害虫等の被害発生により、生育不良、減収または品質の低下等が発生し、適切な生産・収穫が困難となった。
<input type="checkbox"/>	適切な生産を行っていたが、鳥獣害等の被害発生により、生育不良、減収または品質の低下等が発生し、適切な生産・収穫が困難となった。
<input type="checkbox"/>	その他

(裏)

□ 3. 出荷、販売の段階における理由

<input type="checkbox"/>	申請者の入院、死亡等の理由により、出荷、販売が不可能な状況となつたため、出荷、販売を行うことができなかつた。
<input type="checkbox"/>	出荷先の倒産や引き取り拒否等により、出荷、販売を行うことができなかつた。
<input type="checkbox"/>	その他

4 理由書の根拠となる証拠書類として、以下に該当する書類を添付すること。

- ①適切な肥培管理ができていたことが確認できる書類

生産管理簿、作業日誌、種子、肥料及び農薬等の購入伝票 など

- ②適切な生産等ができなかつたことが確認できる書類

ア 自然災害の場合

- ・農作物や農地の被害状況（撮影月日及び対象地番で生産された農作物であること）を明確に把握できる写真

イ 申請者の体調不良等による場合

- ・通院等の診療レセプト、診断書、入院証明、死亡届等

ウ 病害虫や鳥獣害等の場合

- ・農作物の被害状況（撮影月日及び対象地番で生産された農作物であること）を明確に把握できる写真

別記様式第8号（第9条関係）

(表)

年　月　日

木津川市長 宛て

申請者 住所

氏名

電話

環境にやさしい農業支援事業補助金実績報告書

年　月　日付け 第　号で交付決定を受けた上記事業については、このほど完了しましたので、木津川市環境にやさしい農業支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金の交付決定額 金 円

2 事業の目的及び効果

3 事業の概要

4 事業実施期間

5 添付書類

- ・対象ほ場及び作付け品目一覧
- ・補助金内訳書（団体申請の場合は、構成員ごとに内訳を作成すること）
- ・栽培管理簿
- ・販売伝票又は領収書
- ・栽培が確認できる写真（面積払いの場合に限る）
- ・その他必要書類

別記様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

木津川市長 印

環境にやさしい農業支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった環境にやさしい農業支援事業について、木津川市環境にやさしい農業支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

交付を確定した額 金 円

別記様式第10号（第11条関係）

環境にやさしい農業支援事業補助金請求書

金額				百	十	万	千	百	十	円
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

環境にやさしい農業支援事業補助金として上記の金額を請求します。

年　月　日

木津川市長 宛て

請求者 住所

氏名

支払方法の指定		口座振替払								
口座開設金融機関	銀行・信金 信組・農協							支店・出張所 代理店		
	預金種別	普通預金・当座預金			口座番号					
	(フリガナ) 口座名義									

※預金通帳の写しを添付してください。

別記様式第11号（第13条関係）

第 号

年 月 日

様

木津川市長

印

環境にやさしい農業支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号による環境にやさしい農業支援事業補助金の交付の決定を下記のとおり取り消したので、木津川市環境にやさしい農業支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定の取消額

- | | |
|-----------|---|
| (1) 交付決定額 | 円 |
| (2) 今回取消額 | 円 |

2 取消しをする理由

別記様式第12号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

木津川市長

印

環境にやさしい農業支援事業補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした環境にやさしい農業支援事業補助金については、当該補助金の交付の決定を別途 年 月 日付 第 号により取り消したので、木津川市環境にやさしい農業支援事業補助金交付要綱第14条の規定により既に交付した補助金について、下記のとおり返還の請求をします。

記

1 返還を請求する補助金の額

返還請求額 円

2 返還すべき期限 年 月 日